

※本コースは令和4年度限りで廃止となりました。

被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます！



# 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）のご案内

東日本大震災による被災離職者および被災地求職者を、ハローワーク等<sup>※1</sup>の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る）に対して、助成金を支給します。

※1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者および無料船員職業紹介事業者

## 〈対象労働者〉

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等（計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む）に居住していた方<sup>※2</sup>であって、以下の1または2のいずれかに該当する方。

### 1. 被災離職者（以下の①から③のいずれにも該当する方）

- ① 東日本大震災発生時に被災地域<sup>※3</sup>で就業していた方
- ② 震災により離職を余儀なくされた方
- ③ ②の離職後、安定した職業についたことのない方<sup>※4</sup>

### 2. 被災地求職者（以下の①に該当する方）

- ① 震災後、安定した職業についたことがない方<sup>※4</sup>

※2 震災により警戒区域等外に住所または居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除きます。

※3 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）。

※4 「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

## 〈支給額〉

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額です。

対象労働者の一週間の所定労働時間	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	60(50)万円	1年	30(25)万円 × 2期
20時間以上30時間未満 (短時間労働者)	40(30)万円	1年	20(15)万円 × 2期

さらに、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せとして60万円（中小企業以外の企業は50万円）が支給されます。

## 〈支給申請の手続き〉

- 助成金は、支給対象期<sup>※</sup>ごとに、2回に分けて支給されます。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに対して行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から**2か月以内**です。
- 1回目の支給申請がなされていない場合でも、2回目以降の支給申請は行えます。

※ 支給対象期は、雇入れ日から6か月間ごとに区切った期間です。

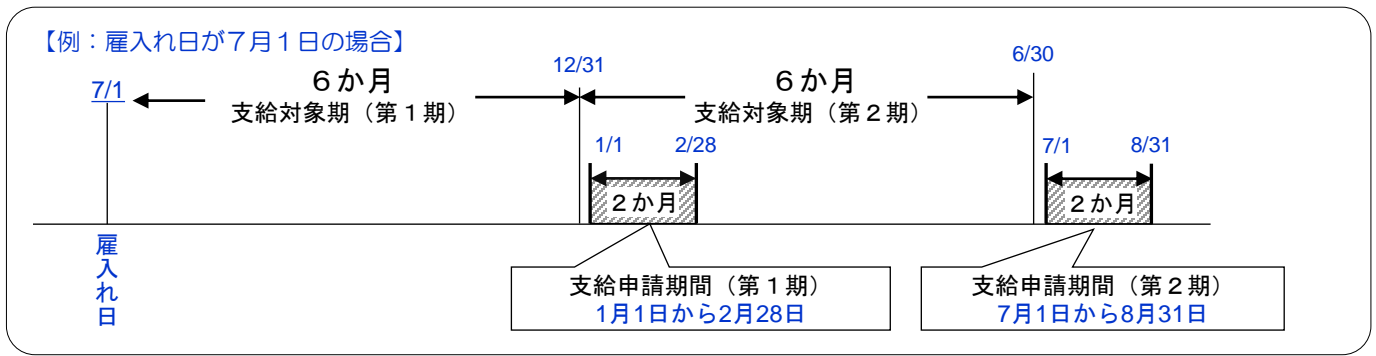
## 【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、**訓練+賃上げ**を実施した場合に、本コースの**1.5倍の助成額**を支給する「**成長分野等人材確保・育成コース**」があります。対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのパンフレットもご覧ください！

<https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf>



(参考：支給手続きの流れ)



## 利用にあたっての注意点

- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができません。
  - ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇い入れる場合、助成金の対象とはなりません。
  - 雇入れ日の前日から過去3年間に、事業所と雇用、請負、委任の関係にあった者、または出向、派遣、請負、委任の関係により事業所において就労したことのある者を雇い入れる場合は助成金の対象とはなりません。また、事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある者を雇い入れる場合も助成金の対象とはなりません。
  - 雇入れ日の前日から過去1年間に、当該雇入れ事業主と資本、資金、人事、取引などの面で密接な関係にある事業主と雇用、請負、委任の関係にあった者、派遣、請負、委任の関係により密接な関係にある事業主の事業所において就労したことのある者、または密接な関係にある事業主が行う職業訓練や実習などを通算して3か月を超えて受講等したことがある者を雇い入れた場合は助成金の対象とはなりません。
  - 事業主の事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）である者を雇い入れる場合は助成金の対象とはなりません。
  - 雇入れ日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことのある者を当該職場適応訓練を行った事業主が雇い入れる場合、助成金の対象とはなりません。
  - 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合（時間外手当、休日出勤手当など基本給以外の手当等を支払っていない場合を含む）、助成金の対象とはなりません。
  - ハローワーク等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合、助成金の対象とはなりません。
  - 高齢者雇用確保措置を講ずべきことの勧告、または、高齢者就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けた場合、助成金を受けることができなくなる場合があります。
  - 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間（以下「基準期間」という）に被保険者を事業主都合により解雇等している場合、または同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を倒産・解雇等による離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません（震災を直接の原因とする解雇等についてはこの限りではありません）。
  - 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）の支給決定がなされた者※を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主都合により解雇・雇止め等している場合、助成金は支給されません（平成30年10月1日以降の解雇・雇止め等に限る）。
- ※：対象労働者種別が同一の特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の支給決定がなされた者を含みます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や実賃金額が著しく少ない場合には、支給額が減額されます。また、対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合には原則本助成金の支給を受けることはできません。
  - 支給申請時には雇い入れた方が対象労働者であることの証明書類が必要です。（これらの書類の中には、雇い入れた労働者にご用意いただくものがあります）。提出できない場合は、支給を受けることができないことがありますのでご注意ください。
  - 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消しを行います。この場合、すでに支給された助成金については全額を返還していただくとともに、不支給決定または支給決定の取消しを受けた日以後5年間は各種助成金の支給を受けることができません。また、詐欺罪等により刑罰に処される場合があります。

◆ 助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件があります。

◆ 支給申請書等、各種様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_hisai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_hisai.html)

◆ デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合には、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）として、より高額な助成金が受給できます。

詳細は、別リーフレット（特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）のご案内）をご確認ください。

◆ ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。